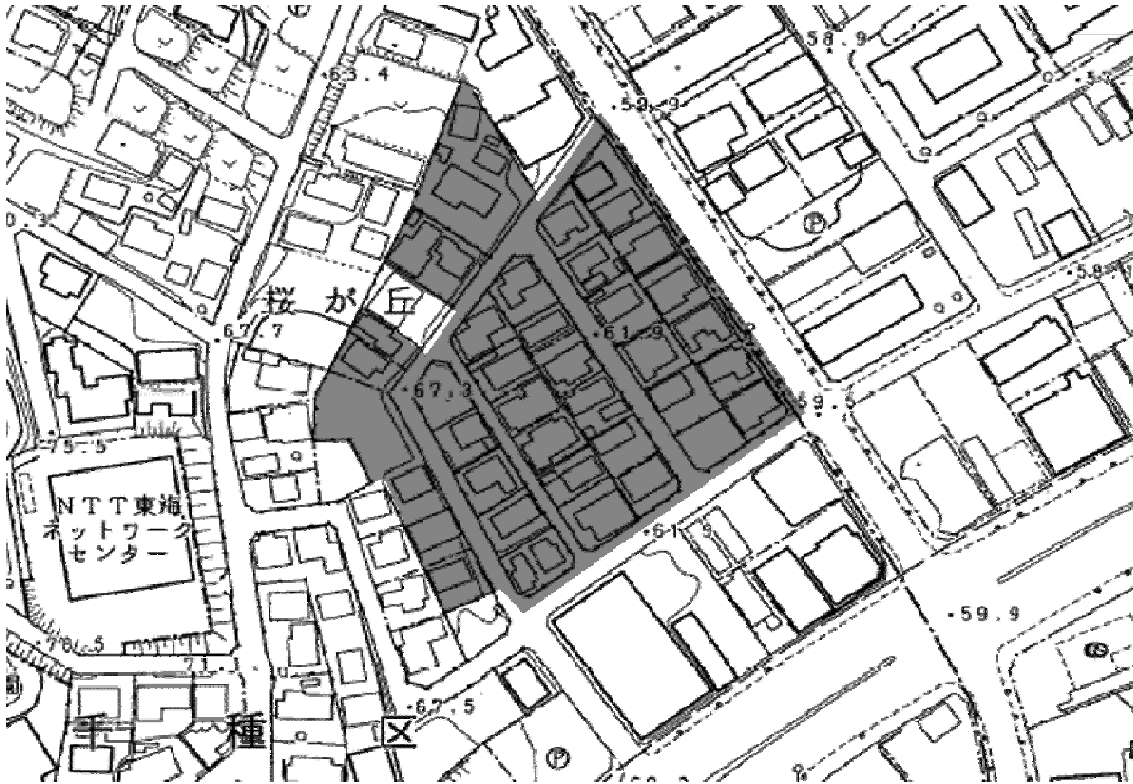


桜が丘東住宅地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区桜が丘

【最初の認可】 昭和60年3月14日 【最近の認可年月日】 平成17年11月8日 【認可番号】 17指令住建指第62-4号

【有効期間】 平成27年11月8日 より 10 年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第二種住居地域

【制限の概要】

- 1 用途は専用住宅・共同住宅(ワンルームマンションは除く)を原則とする。
- 2 建築物の高さは現状の地盤面から10m以下とする。
- 3 隣地境界線から外壁までの距離は50cm以上とする(附属車庫、物置は除く)。
- 4 敷地内空地の緑化に努める。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いします。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。